

第8 受託者は何ができるか

1 受託者になれる能力

受託者は、信託成立後の主役です。信託財産の管理・運用・処分について排他的な権限を持ち、受益者のために様々な義務を負いながら、信託事務を実行していく役割を果たさなければなりません。信託法において、受託者に関する規定が中心になっていることはこのためです。

そこで、受託者には信託事務を遂行できる一定の意思能力、判断能力が求められます。信託法7条は受託者の資格について次のとおり規定しています。

「信託は、未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人を受託者としてすることができない。」

このように、未成年者、成年被後見人、被保佐人は受託者に求められる一定の能力を具備していない者として、受託者にはなれないとされています。裏を返せば、これに該当しない個人（自然人）は受託者になれる能力があるとされ、法人についても、受託者になれないとする制限規定はありません。

2 受託者のできること

受託者は、委託者から信託財産を引き受けて、その所有権の移転を受け、これを裏付けとする排他的な権限を保有します。すなわち、受託者は信託財産を所有し、信託財産に関する管理権と処分権を持ちます（信託26）。

つまり、信託財産の管理・運用・処分の事務の執行に関して、所有権者が具備する裁量権が受託者に与えられたと考えられるのです。

ただし、信託行為によりその権限に制限を加えることは防げません。

一方で、信託行為（信託契約、遺言信託、信託宣言）には、信託目

的が定められ、受益者に関する取決めがなされています。受託者はこれに従って、受益者のために信託目的を達成すべく信託の事務処理を行っていくこととなります（信託2⑤）。

受託者は、所有権に裏付けられた排他的な強い裁量権があります。ただ、その権限を信託の目的に沿って発揮することが求められているのであって、これを踏み外すことは許されません。

受託者は、委託者から信託された信託財産の管理・運用・処分の信託事務と、自らの固有の財産に関する管理・運用・処分の事務とを、分別して行うこととなります。

この点でまさに受託者は、言わば「一人二役」なのです。

そこで、実務では、この区別を対外的にもはっきりさせるため、土地や建物については信託の登記を行うことで、名義人が受託者であっても、それが受託している信託財産なのか受託者の固有の財産なのか分別することができます。預金通帳も、信託財産についてはその所有名義に「委託者〇〇信託受託者〇〇」と記すことで、これが信託財産に属する預金であることが明示できます。

ところで、受託者には信託事務を執行していく上で、信託法により認められている権利があります。主なものを次に掲げておきます。

(1) 信託財産からの費用等の償還を受ける権利

受託者は、信託事務を処理するのに必要と認められる費用を固有財産から支出した場合には、信託財産から当該費用および支出の日以降の利息の償還を受けることができます（信託48①）。

(2) 信託財産責任負担債務（信託2⑨）を弁済した場合の当該債権者に代位する権利

受託者は、信託財産責任負担債務を固有財産で弁済した場合は、当該債務に係る債権を有する債権者に代位することができます（信託50①）。

8 事業承継において株式信託（自己信託）を活用するケース—税負担が増加する前の対応策として—

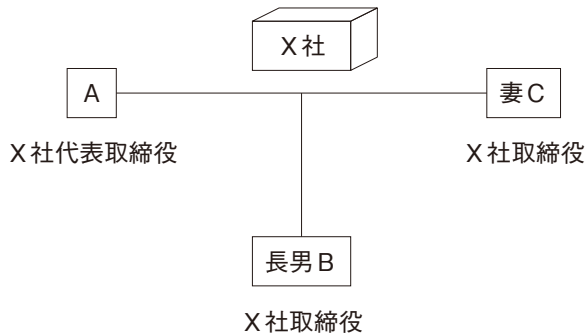
ケース

非上場の中小企業X社（従業員40名）は特殊加工技術を持つ会社です。同社の経営者A（代表取締役、X社株式を100%保有、全株議決権付き・譲渡制限付き株式）は既存事業の落込みをカバーするため10年前に立ち上げた新規事業に目途が立ち始め、苦しい状況を脱しかけています。

X社の既存事業は国内市場が縮小傾向にあり、海外進出は考えていないため人員整理を含め段階的に事業規模を縮小せざるを得ない状況です。現状では会社全体に税法上の繰越欠損金はありませんが、今後は利益が増加し、純資産比率も高くなると推測できます。そのためAは株価が低い今のうちに後継者のB（Aの長男：Aの子供はBのみ）に対して株式を譲渡または贈与して税負担を軽減できればと考えています。

一方で現段階において、経営者としての実力がようやく備わりかけてはいるものの、経営者の地位を譲るにはもう少し時間が掛かりそうなBに対して会社経営の根幹に関わる議決権を与えてもよいものかという気持ちもあります。

Aは少しずつ株式を譲渡や贈与する方法も考えましたが、できれば5年以内に経営の全てをBに委譲したいと思っています。



Aの要望

AはBにX社を引き継がせるとき、無計画にBに株式の購入資金や贈与税・相続税の負担を掛けてBの個人資金を減少させたくありません。なぜなら、中小企業の経営者は会社の資金調達を行う場合、第三者が融資に応じてくれないときは経営者個人の財産に頼らざるを得ないことがあるからです。また、その資金の有無が会社の経営判断や資金繰りに大きな影響をもたらし、チャンスにもリスクにもなることをAは経験上、知っているからです。そのため、Bにはできるだけ個人財産を蓄えて会社経営において生じ得る様々な状況に備えておいてもらいたいと思っています。

今回Aは、株価計算と相続税計算のシミュレーションは実施しましたが、その後の具体的な実行プランについての考え方が決められないため戦略系コンサルティングを実施している専門家甲に相談してみることにしました。

課題の抽出～課題解決策

Aは甲に、Bへの事業承継策についてどのような方法があるのか、事業承継における株式の承継時期や税務についてどう考えればよいのか、前述の状況を説明した上で助言を求めました。以下がそのやり取りです。

甲：会社の株価と相続税の計算シミュレーションを実施されたようですね。

A：はい。この度初めて顧問税理士に依頼して計算してもらいました。現時点では相続税の納税資金は現在の預貯金と生命保険金で間に合いそうです。

甲：ひとまずよかったですね。

A：はい。ただ、決して計画的だったわけではなく、実際に相続税を計算してもらって納税が可能なが分かり、少し安心しました。

甲：事業承継の第一歩は現状把握ですから、相続税額の把握はその1つとして重要なことですね。

A：今回、実感としてそう思いました。

甲：現状把握をされた後、次をどのように進めていくのかをお考えになっているところということでしょうか。

A：そういうことです。どのタイミングで息子に事業をバトンタッチするかです。うちの会社は債務超過ではありませんが、これまでの新規事業による繰越欠損金の影響で純資産が減少しており、株価は極めて低い金額でした。ただ、これから新規事業は当社の大きな収益源に育つ目途が立ってきました。

甲：それで将来のX社の株価上昇が予測されるため、今のうちに株式を息子さんへ譲渡か贈与をしようとお考えになったわけですか。

A：はい、そうです。

甲：なぜ、このタイミングで現状把握を思いつかれたのですか。

A：これまで経営計画は私の頭の中だけにありました。中長期の経営計画と称している書類は資金繰り表と一緒に金融機関に提出していましたが、利用目的は金融機関向けに限られていました。

甲：それが多くの中小企業の現状ですね。

A：うちの会社も同様でした。しかし、別の企業に勤務経験がある息子から、実施事項の進捗状況をしっかり確認できる中期経営計画（中計）を作ろうという提案がありました。つまり、会社にとって役に立つ、うちで働く社員1人1人にとって役に立つ、目標やその達成に向けてのプロセスを明確にする中計を作ろうということです。そこで私は息子や幹部社員としっかり議論をしながらこの度初めて中計を作りました。

甲：なるほど。

A：中計で達成すべき目標を定めるとき、現状がどうなっているのかを知り、強みや課題などを改めて確認することが、迎えるべきプロセスを見つけ出すのに役立つことをよく理解できました。また、これまで私の頭の中だけで思い描いてみんなに口頭で伝えていたことを文書にすることで、目標達成への道筋が分かりやすくなったという社内の声を多く聞きました。

甲：計画が「見える化」されたことで分かりやすくなったということでしょうね。

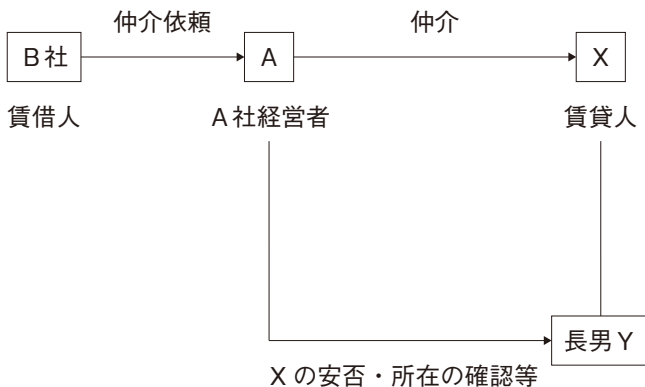
11 賃貸不動産を所有する高齢者の誰もが抱えるリスクを顕在化させてしまったケースー信託を活用していれば回避できたリスクー

ケース

不動産仲介・管理会社A社を営むAは、以前幹線道路沿いにX（高齢の女性）が所有する駐車場付き店舗用建物（X物件）を大手企業B社（カーディーラー）が賃借（建物賃貸借契約の締結）するときの仲介業務を行い、数年が経過しました。

そんなある日、B社（賃借不動産管理部署）からA社に連絡が入りました。時期的にはまだ先のことでしたが、B社はXとの建物賃貸借契約の更新に当たり、事前に賃料値下げの打診をするため、Xに電話連絡をしたのでした。

ところが、B社はXとの連絡がつかず、以前に仲介業務をしてもらったA社を頼って連絡してきたのです。



B社の要望

B社のA社に対する依頼は、Xと連絡をつけて、X物件の賃料値下げ希望を伝えてほしいということでした。AはB社の依頼によりXに対する電話連絡や自宅訪問を試みましたが、Xは不在で連絡が取れなくなっていました。引き続きAはXの行方を捜していたところ、ようやくXに一人息子Yがいることが判明し、Yと会うことができました。

YによればXはB社との契約後、しばらくしてから体調を崩し、現在は認知症対応型の介護施設に入居しており、このところ認知症が進んでYのことも分からなくなっているとのことでした（Aは後日Xが介護施設に入居していることを確認しました。）。

AはYから（X物件について）「何かお話がありましたら、私に対応します。」と言われたので、AはB社の要請に従い、B社が値下げ交渉を含めた契約更新の件でXと連絡を取りたがっている旨を伝えました。

Xの判断能力が低下していると思われたため、AはXがB社との契約を有効に更新するためには法定後見制度の利用が必要と考えました。Aは実際に同制度を利用しているかどうかをYに確認したところ、利用していないばかりか、その仕組みと重要性をよく理解していませんでした。

そこで、AはXの現在の状況に配慮し、Yに法定後見制度の概要を説明することとしました。この制度を利用しなければXはB社と法的に有効な契約を締結できなくなる恐れがある旨を伝え、弁護士の紹介を含めYに家庭裁判所への後見申立てを勧めました。翌日、Aは同制度をYにより一層理解してもらうため、同制度が説明されたパンフレットをすぐに郵送しました。

以上の経緯をAは速やかにB社に報告しましたが、B社は契約更新

が所有する不動産のお取引をさせていただくときは、まずは家族信託を理解し、しっかり説明できるようにしておきたいですね。不動産の相続対策のコンサルティング中に家族信託を入れることで、提案に厚みが出てきそうですね。

甲：1回でも多く、そうした機会を作っていただき、Xさんのようなことが起きないようにしていただければいいですね。

A：是非、そうしたいと思います。

課題解決のポイント

本ケースは法定後見制度と信託の設定のいずれも実施することがなかった事例ですが、もし、XがYと信託契約を締結していたとしたら、どのような提案が考えられたかを示します。

1 信託契約の概要

信託契約の概要は次のとおりとします。

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| ① 信託行為 | 信託契約 |
| ② 信託財産 | X物件（土地、建物および附属設備、構築物）
および金銭 |
| ③ 信託の目的 | X物件の管理・処分その他 |
| ④ 委託者兼受益者 | X（自益信託） |
| ⑤ 受託者 | Y |
| ⑥ その他 | 後掲「信託契約書（案）」を参照 |

2 信託契約を締結する際の注意点

家族信託による信託契約を締結する場合は、家族の人間関係、性格

等をよく理解した上で、どうすべきかを判断しなければなりません。受託者を支援するコンサルティングもありますが、受益者のために受益者代理人（信託138）や信託監督人（信託131～137）を設けることも検討しなければなりません。

3 受託者の選択

Xは他の親族に受託者としての適任者がいれば、その親族に受託者を依頼できますが、適任の親族や身近に信頼できる人がいなければ、任意後見制度や信託銀行や信託会社を利用することも選択肢に入れて検討すべきでしょう。

4 残余財産の帰属権利者

信託契約に残余財産受益者または残余財産の帰属権利者（残余財産受益者等）の指定に関する定めがない場合には、信託契約に委託者またはその相続人その他の一般承継人を帰属権利者として指定する旨の定めがあったものとみなされます（信託182②）。例えば、相続人が本ケースのようにY1人の時、もし信託契約書に残余財産受益者の定めも残余財産の帰属権利者の定めもなかったならば、信託が終了したときの残余財産の帰属権利者はYとみなされます。

信託契約書例

信託契約書（案）

Xを甲とし、Yを乙として、甲を委託者、乙を受託者とする信託契約（以下「本信託」という。）を次のとおり締結したので、この信託契約書を作成し、正本1通を乙が保管し、写しを甲が保管する。

（信託の目的）

第1条 本信託は、次条及び第3条の財産を信託財産に属する財産として管理・運用及び処分その他本信託の目的の達成のために必要な行為を行い、受益者の健康で文化的な生活と財産に見合った幸福な生活を確保することを目的とする。

（信託財産）

第2条 本信託の信託財産は、後記信託財産目録〔省略〕記載の賃貸用不動産（以下「信託不動産」という。）及び次条の財産とする。

（金銭の信託）

第3条 甲は信託不動産に係る敷金返還債務に見合う金銭及び合理的に見積もられた修繕に要する金銭を本信託に追加することができる。

2 甲は本信託の目的を達成するために要する費用に充当する金銭を本信託に追加することができる。

3 乙は前2項により受託した金銭及び次項の金融機関の信託口専用口座で管理する金銭を本信託の目的を達成するための支出に充当することができる。

4 金銭の信託（以下「信託金銭」という。）は、信託期間中、（〇〇銀行）に開設する乙名義の信託口専用口座で管理・運用するものとする。

（信託の公示）

第4条 甲と乙は、信託不動産について、この契約締結後遅滞なく、信託を原因とする所有権移転登記及び信託の登記を行うものとし、その費用は甲が負担する。

(受託者)

第5条 本信託の受託者は次の者とする。

住所 ○○県○○市○○町2-3-4

氏名 Y

(新しい受託者)

第6条 乙が死亡した場合など、当初の受託者が不在となることに備えて、乙はあらかじめ新しい受託者（以下「新受託者」という。）として○○○○を指定するものとし、甲はあらかじめこれに合意した。

なお、乙の指定した新受託者は、この契約における乙の地位を継承するものとし、本信託の受託者となった後は、本信託契約書において、乙を当該新受託者に読み替えるものとする。

(信託期間)

第7条 本信託の信託期間は次の事由が発生したときまでとする。

- (1) 甲の死亡
- (2) 甲の存命中のYの死亡
- (3) 第22条の解除

(受益者)

第8条 本信託の受益者は甲とする。

(受益権の譲渡、質入れ、分割)

第9条 甲は乙の承諾がない限り、この信託の受益権を譲渡（贈与を含む）、質入れ又は分割することができない。

(信託不動産の管理・運用)

第10条 乙は、信託不動産につき、継続的に相当の対価を得て他人に使用させ、安定的な収益の確保を図るものとする。

2 乙は、建物及び付属設備、構築物、駐車場部分（以下「建物等」という。）について、既存建物等賃貸借契約によって賃貸されている部分については、甲から既存建物等賃貸借契約における賃貸人としての地位を承継する。

3 乙は、信託不動産の管理・運用について、管理受託会社等に信託事務の一部を委任することができる。

(金銭等の管理運用)

第11条 乙は、自己の判断により、賃料収入その他の収益等から得られた金銭及び信託された金銭につき、敷金返還債務の履行、第19条